

ペンぎんレポート



編集・発行：さいたま市議会議員(浦和区)／無所属・市民派 そえのふみ子

清水市政2期目スタート 6月議会 子どもからお年寄りまで誰もが安心 して暮らせるさいたま市をめざして

議員提案による
「貧困ビジネス規制条例」が可決

さいたま市内には生活困窮者などが住まう無料定額施設のうち、無届け施設が1-2施設あります(今年4月時点)。生活保護の受給者が劣悪な住まいに押し込め、保護費を搾取するなど悪質な貧困ビジネスが問題になっていますが、国の法的規制から免れているため、その対策が課題となっていました。埼玉県では今年3月に規制条例が成立しましたが、政令市であるさいたま市と中核市である川越市は、県の条例対象からはされていません。

さいたま市議会では、保健福祉委員会が中心になって「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例(案)」の策定作業が続けられていました。県条例にはない規制として、事業者が利用者から金銭や預貯金通帳を預かる金銭管理サービスも対象に含めました。違反があった場合、氏名の公表に加え、懲役や罰金などの罰則規定も入っています。



▲ハローエンゼル訪問事業でお渡しする「子育て応援きかけブック」を見せながら議案外質問(6月議会・保健福祉委員会)

2013年2月議会 その議案外質問から

2013年2月議会 総合政策常任委員会 審議会や協議会等の委員選任状況はどうか?

閉会日の7月5日に委員会提出条例議案として本会議に提案された全会一致で可決されました。今年10月1日から施行されます。国では生活保護受給を厳しくするようですが、その前にこうした悪質なビジネスをきちんと取り締まれるよう法律整備すべきです。1億4500万円。

▼その質問：委員選任状況の改善はどれだけ進んでいるか?

●全国市議会議長会研究フォーラム参加

▽どの自治体議会でも改革がテーマでした。
【7月10日】▼基調講演「地方議会改革」西尾勝氏(公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長)▼パネルディスカッション「住民自治の実現と地方議会への期待」【7月11日】▼課題討議「政務活動費を考える」
▽2日目の課題討議では、函館市議会、宝塚市議会、熊本市議会の代表者からの報告が興味深く、議会ごとで違いがあつても、いかに市民からの負託を形にしていかに心を砕いて議会活動を行なっているか、その姿勢は共通していました。



▲議運メンバー・改革フォーラムの有志で参加(7月10日・旭川市民文化会館)

▼その質問：委員選任状況の改善はどれだけ進んでいるか?
審議会や協議会等の委員選任状況はどうか?
結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：資料では、附属機関などの委員数は3975人と、大勢の人たちが市政に関わっています。審議会等が公正、オープンか、常にチェックが必要ですか?
公共調達(物品購入や清掃などの役務提供)では、自立支援のための特定随意契約の積極的活用を!
▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：資料では、附属機関などの委員数は3975人と、大勢の人たちが市政に関わっています。審議会等が公正、オープンか、常にチェックが必要ですか?
公共調達(物品購入や清掃などの役務提供)では、自立支援のための特定随意契約の積極的活用を!
▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：区ごとの子育て支援センターで事業の実施方法に違いがあるのか?
▼子ども育成部長再答弁：絵本を通じ赤ちゃんと保護者のきずなを深めることを目的に、平成15年から事業は実施している。平成23年度

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼その質問：物品購入と役務提供はどのように行なわれている?
▼契約管理部長再答弁：平成16年の自治法施行令改正に基づき、特定随意契約の条項が追加され、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体との随意契約締結が可能となった。本市では契約規則を改正し、契約の公表に関する要綱を整備した。要綱によって当該施設名簿を作成し、全庁的に周知を図り、名簿登載者活用を推進している。役務提供では平成23年度で34件、24年度で31件の契約。
▼その質問：契約の内訳は?今後積極的に進めるための方針作成や情報提供などはどのようになっている?
▼契約管理部長再答弁：契約は37社が登録。物品が16社、業務委託が21社。その中で支援施設からの業務委託が23件、人材センターが1件。障害者優先調達推進法が4月から施行されるのを受け、障害者就労支援事業所等からの物品購入と役務提供の調達を契約部門と

▼総務部長再答弁：昨年10月に委員の選任基準を見直した。委員在任期間上限を10年から6年にし、兼職可能上限数を4から3へ減らし、市民公募委員の登用では努力義務から原則義務化した。平成24年12月現在4機関以上の附属機関で重複委員は44人。女性委員登用は平成24年12月末現在、175機関2520人、うち872人が女性で登用率は34.6%(目標は40%)。報酬、報償費は、平成23年度で約1億4500万円。

▼領家公民館が建替え・オープン
建替え要望の強かった領家公民館。そえのふみ子市長から要望を受け、利用団体の要望取りまとめや要望書提出、議会で要求するなど取り組みました。今年4月に新公民館がオープン。地域のコミュニティルーム設置、北部第二地区社会福祉協議会の事務所も入り、より使いやすくなりました。

▼現在でも、高層マンション建設問題が多発
市では住居系用途地域における建物の高さを制限する「高度地区」制度が今年8月から施行されますが、施行前の駆け込み建築が多発し、領家1丁目14階建てが着工。北浦和1丁目でも12階建てが建設され、駅近くでも15階建てが建設中です。両方とも商業地域で日照規制の対象外です。仲町3丁目でも建設を巡る紛争が起き、住民と事業者との話し合いが続いています。北浦和2丁目でも15階建てが建築中です。良好な住環境の維持・保全是誰でも望むことですが、実際は事業者の利益が優先され、建築基準法や都市計画法は建築物を規定しているだけで、違法でない限りどんなに周りの住民に影響を与えても建てられます。そえのふみ子市長は今度さいたま市中高層建築物紛争防止条例の改正やまちづくり条例の制定を提案してきましたが、行政側の対応は住民目線とはかけ離れたものでした。粘り強く良好な住環境保全施策を追求していきます。

▼子ども育成部長再答弁：エンゼルから事業会場を各区保健センターから子育て支援センターに変更。訪問員内訳は、民生委員児童委員協議会から55人、保健愛育会から12人、訪問員経験者5人の計72人。月1回、エンゼルコーデイネーター、訪問員、区役所の支援課、保健センター担当者の連絡調整会議で問題等の情報共有と対応策の検討を行なっている。
▼その質問：市内すべての赤ちゃんへ支援体制がとれているか?地域での子育て拡充のひとこととして事業を位置付けることは?
▼子ども育成部長再答弁：未訪問数が毎年1%から3%ある。これらの家庭には保健師にデータ提供し、4カ月健診に繋げている。地域での子育てに繋げていくことは保健センターと検討、研究を進めたい。
▼その質問：区ごとの子育て支援センターで事業の実施方法に違いがあるのか?
▼子ども育成部長再答弁：絵本を通じ赤ちゃんと保護者のきずなを深めることを目的に、平成15年から事業は実施している。平成23年度

地域の現場から



今年4月に新公民館がオープン。地域のコミュニティルーム設置、北部第二地区社会福祉協議会の事務所も入り、より使いやすくなりました。



浦和通りでも次々と高層マンションが